

別冊

〔議案第 33 号 寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則について〕

寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則

寝屋川市就学援助規則（昭和 61 年寝屋川市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「寝屋川市立の小学校」を「小学校就学予定者、寝屋川市立の小学校」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 この規則において、「小学校就学予定者」とは、寝屋川市立小学校の就学予定者（学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 5 条第 1 項に規定する就学予定者をいう。）及び寝屋川市立小学校に就学することを証明できる書類等を保有している者をいう。

第 3 条中「児童生徒を就学させている保護者」を「児童生徒を現に就学させ、又は就学させようとしている保護者」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）又は生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者（被保護者を除く。以下「要保護者」という。）

第 4 条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、就学援助のうち入学準備金については、小学校就学予定者の保護者は、就学援助（入学準備金）受給申請書を、当該小学校就学予定者が寝屋川市立の小学校に就学する年度の前年度の 1 月 4 日から 1 月 31 日までに必要な書類を添付し、教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が特にやむを得ない事情があると認めたときは、同年度の 3 月 31 日まで申請の期間を延長することができる。

第 5 条第 1 項中「前条第 1 項」の次に「及び第 4 項」を、「認定を行い、」の次に「同条第 1 項の申請に係る認定について」を、「学校長に」の次に「、同条第 4 項の申請に係る認定についてはその結果を保護者に」を加える。

第 6 条第 2 項中「要保護者」を「被保護者」に改め、第 3 項中「要保護者」を「被保護者」に、「前項」を「第 1 項」に改め、同条第 4 項を次のように改める。

- 4 被保護者のうち、生活扶助のうち入学準備金（生活保護法による保護の実施

要領について（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号各都道府県知事・各指定都市長あて厚生省社会局長通知）第 7 第 2 項第 8 号に規定する入学準備金をいう。）を受けている保護者（小学校就学予定者の保護者に限る。）については、第 1 項各号の就学援助は、行わない。

第 6 条第 5 項の次に次の 2 項を加える。

- 6 要保護者又は要保護者に準ずる程度に困窮していると教育長が認めた保護者のうち、小学校就学予定者の保護者については、第 1 項第 1 号から第 5 号まで並びに第 7 号及び第 8 号の就学援助は行わない。
- 7 第 2 項から前項までに定めるもののほか、寝屋川市から、第 1 項各号に掲げる就学援助と同種の援助（以下この項において「同種の援助」という。）を受けている保護者に対しては、当該同種の援助に相当する就学援助は、行わない。ただし、同種の援助の支給額が、それに相当する就学援助の支給額に満たないときは、その差額を支給する。

第 8 条第 2 項中「保護者」の次に「（小学校就学予定者の保護者を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

寝屋川市就学援助規則

改正案	現行
(定義) 第2条 この規則において「児童生徒」とは、<u>小学校就学予定者、寝屋川市立の小学校若しくは中学校に就学している者又は大阪府立富田林中学校に就学している者（寝屋川市の区域内に住所を有する者に限る。）をいう。</u>	(定義) 第2条 この規則において「児童生徒」とは、<u>寝屋川市立の小学校若しくは中学校に就学している者又は大阪府立富田林中学校に就学している者（寝屋川市の区域内に住所を有する者に限る。）をいう。</u>
2 <u>この規則において、「小学校就学予定者」とは、寝屋川市立小学校の就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。）及び寝屋川市立小学校に就学することを証明できる書類等を保有している者をいう。</u>	
3 この規則において「保護者」とは、児童生徒に對して親権を行う者（親権を行う者のないときは未成年後見人、未成年後見人もないときは現に当該児童生徒の監護及び教育をしていと認められる者）をいう。 (受給の資格)	2 この規則において「保護者」とは、児童生徒に對して親権を行う者（親権を行う者のないときは未成年後見人、未成年後見人もないときは現に当該児童生徒の監護及び教育をしていと認められる者）をいう。 (受給の資格)
第3条 就学援助を受けることができる者は、児童生徒を現に就学させ、又は就学させようとしてい	第3条 就学援助を受けることができる者は、児童生徒を就学させてい

改 正 案	現 行
る保護者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。	る保護者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。
(1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）又は生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（被保護者を除く。以下「要保護者」という。）</u>	(1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）</u>
(2) (略) (受給の申請)	(2) (略) (受給の申請)
第4条 (略)	第4条 (略)
2～3 (略)	2～3 (略)
4 <u>第1項及び前項の規定にかかわらず、就学援助のうち入学準備金については、小学校就学予定者の保護者は、就学援助（入学準備金）受給申請書を、当該小学校就学予定者が寝屋川市立の小学校に就学する年度の前年度の1月4日から1月31日までに必要な書類を添付し、教育長に申請しなければならぬ。ただし、教育長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、同年度の3月31日まで申請の期間を延長することができる。</u>	4
(受給者の認定)	(受給者の認定)
第5条 <u>教育長は、前条第1項及び第4項の申請が</u>	第5条 <u>教育長は、前条第1項</u>の申請が

改 正 案	現 行
あつたときは、これを審査の上受給者の認定を行い、<u>同条第1項の申請に係る認定についてその結果を保護者及び学校長に、同条第4項の申請に係る認定についてはその結果を保護者に通知する。</u>	あつたときは、これを審査の上受給者の認定を行い、<u>その結果を保護者及び学校長に</u>通知する。
2 (略) (援助の種類等) 第6条 (略) (1)～(8) (略)	2 (略) (援助の種類等) 第6条 (略) (1)～(8) (略)
2 <u>被保護者のうち教育扶助を受けている保護者</u> (児童生徒を寝屋川市立の小学校又は中学校に就学させている保護者に限る。)については、前項第1号から第3号まで及び第5号から第7号までの就学援助は、行わない。	2 <u>要保護者のうち教育扶助を受けている保護者</u> (児童生徒を寝屋川市立の小学校又は中学校に就学させている保護者に限る。)については、前項第1号から第3号まで及び第5号から第7号までの就学援助は、行わない。
3 <u>被保護者のうち教育扶助を受けている保護者</u> (児童生徒を大阪府立富田林中学校に就学させている保護者に限る。)については、第1項第1号から第3号まで及び第5号から第8号までの就学援助は、行わない。	3 <u>要保護者のうち教育扶助を受けている保護者</u> (児童生徒を大阪府立富田林中学校に就学させている保護者に限る。)については、<u>前項第1号</u>から第3号まで及び第5号から第8号までの就学援助は、行わない。
4 <u>被保護者のうち、生活扶助のうち入学準備金(生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号各都道府県知事・各指定都市長あて厚生省社会局長通知)第7第2項第8号</u>	4 <u>前2項に定めるもののほか、寝屋川市から、第1項各号に掲げる就学援助と同種の援助(以下この項において「同種の援助」という。)を受けている保護者に対しては、当該同種の援助に相当す</u>

改正案	現行
に規定する入学準備金をいう。)を受けている保護者(小学校就学予定者の保護者に限る。)については、第1項各号の就学援助は、行わない。	る就学援助は、行わない。ただし、同種の援助の支給額が、それに相当する就学援助の支給額に満たないときは、その差額を支給する。
5 (略)	5 (略)
6 要保護者又は要保護者に準ずる程度に困窮していると教育長が認めた保護者のうち、小学校就学予定者の保護者については、第1項第1号から第5号まで並びに第7号及び第8号の就学援助は行わない。	6
7 第2項から前項までに定めるもののほか、寝屋川市から、第1項各号に掲げる就学援助と同種の援助(以下この項において「同種の援助」という。)を受けている保護者に対しては、当該同種の援助に相当する就学援助は、行わない。ただし、同種の援助の支給額が、それに相当する就学援助の支給額に満たないときは、その差額を支給する。	7
(支給額)	(支給額)
第7条 (略)	第7条 (略)
(支給方法)	(支給方法)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、保護者(小学校就学	2 前項の規定にかかわらず、保護者

改 正 案	現 行
<u>予定者の保護者を除く。以下この条において同じ。</u>がその事務手続に関する権限を学校長に委任したときは、学校長を経て支給する。 附 則 この規則は、平成29年10月1日から施行する。	<u>が</u>その事務手続に関する権限を学校長に委任したときは、学校長を経て支給する。